

# 情報ボックス

# 慢性閉塞性肺疾患の予防と 早期発見のあり方で報告書まとめる

特定健診の場の活用や,かかりつけ医が早期発見して 専門医が確定診断する医療連携システムを提案

厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室は平成22年12月22日,慢性閉塞性肺疾患(COPD)の予防・早期発見に関する検討会(座長=工藤翔二・財団法人結核予防会複十字病院長)がまとめた報告書を公表した。

慢性閉塞性肺疾患 (COPD) とは,運動時の呼吸 困難や慢性の咳,痰などを伴う進行性の疾患で,有 毒な粒子やガスの吸入,喫煙などが重要な病因とし て指摘されている。その死亡者数は,日本では年間 約1万5,000人 (平成20年人口動態統計),推定患者 数は500万人以上 (NICEスタディ2001) と試算され ており,「気管支炎及び慢性閉塞性肺疾患」にかか る医療費 (一般診療医療費) は年間約1,550億円 (平成19年度国民医療費) に上っている。喫煙が原 因である場合が多いことから,たばこ煙吸入の防止 によって予防が可能であり,生活習慣病としての性 格が少なからずあるとして,平成21年度の「慢性疾 患対策の更なる充実に向けた検討会」(座長=久道 茂・宮城県対がん協会長)においては,その施策の あり方を検討することが求められていた。

報告書ではまず、医療従事者のなかでも必ずしも COPDの理解が十分ではなく、さまざまなツールを 用いて、患者の負担の理解とともに、予防可能な疾 患であるという理解の浸透をはかることが必要と指 摘。国民に対し、COPDという病気の発見を促進す る動機づけを促すことが重要とした。とくに、肺が んや心血管疾患などの危険因子ともなる喫煙習慣か らの離脱(禁煙)や受動喫煙の回避などと密接に結 びつけることが重要としている。また、COPDとい う概念を普及させるには、①ネーミング、②啓発対 象、③広報全体のプランニング、④啓発に賛同する 協力者の獲得などがポイントだとした。

COPDの早期発見の方法としては、①医療機関、②問診票関係、③肺年齢関係、④健診関係などを挙げている。①医療機関では、かかりつけ医が疑いのある者を早期に発見し、専門医が確定診断する一連の医療連携システムをつくっていくことが重要とした。②問診票関係では、簡単な問診票を活用して、

疑いのある者を見つけることがスクリーニングの方法として極めて有用とした。③肺年齢関係では,肺年齢はCOPDのスクリーニングとして,喫煙の有無にかかわらず,国民に説明しやすい指標であり,広く訴える用語として有用とした。また④健診関係では,健診受診者全員にスパイロメトリーを実施することは現実的ではなく,問診票などで対象者を絞り込むことが有用であるとし,特定健診や肺がん検診等の場を活用することが効率的とした。報告書では,これらを踏まえ,今後必要とされる対策として,①早期発見の手順の確立,②必要とされる体制,③予防・健康増進のあり方,④普及啓発を挙げている。

このうち、①早期発見の手順の確立については、診断から治療までの一連の流れをつくることが必要とし、早期発見の方法には、問診票やハイ・チェッカー(手動式診断用スパイロメータ)の利用が考えられるとした。なお、問診票については、国際的に注目されているIPAG(International Primary Care Airways Group)の問診票があり、日本でもその和文訳が日本呼吸器学会から紹介されているが、日本人において比較検討などを進める必要があるとした。

②必要とされる体制については、その診断には本来、スパイロメータによる精密検査が必要であり、かかりつけ医と専門医の連携が必要であるが、専門医が少ない地域もあることから、日本医師会や日本呼吸器学会、結核予防会などによる日本COPD対策推進会議が発足し活動しているので、国がそうした組織を支援する必要があるとしている。また、全国的な連携体制が必要であるため、将来的にはCOPD対策を医療計画に位置づけることも検討すべきとした。

③予防・健康増進のあり方に関しては、健診等の場で禁煙指導を行うことが考えられるとした。集団検診等の場では、十分な時間を取って指導することが困難だが、禁煙できる可能性を高める働きかけをすることが望ましいとした。

一方、④普及啓発については、医療従事者にはある程度、COPDという言葉が浸透しているが、一般国民には浸透していないことから、早期発見のためにも広く普及啓発することが必要とした。その際、一般向けには「肺年齢」という言葉を用いた普及啓発を行うことが有用としている。

## 電子タバコの監視指導の徹底と 消費者への注意喚起を改めて要請

厚生労働省が「ニコチンを含有する電子タバコに関する 危害防止措置について」を送付

専用のカートリッジの液体を電力を使って霧化させ、それを吸引することでタバコの代替として使用

される電子タバコについて,厚生労働省医薬食品局 監視指導・麻薬対策課は平成22年12月27日,「ニコ チンを含有する電子タバコに関する危害防止措置に ついて(依頼)」を都道府県,保健所設置市,特別 区の衛生主管部(局)長宛に送付した。

電子タバコについては、同課より平成22年8月18日付けで「ニコチンを含有する電子タバコに関する薬事監視の徹底について(依頼)」が発出されており、都道府県等に対して監視指導の徹底が求められていた。また同日、消費者庁から、電子タバコに関する薬事法の適用についての考え方に係る資料の提出依頼があったことから、厚生労働省では電子タバコの薬事法適用の考え方や、ニコチンを含有すると報告された11銘柄が原則として医薬品等に該当することなどについて12月9日付けで回答していた。この回答を踏まえて消費者庁は、ニコチンが含まれていることを認識しないまま長時間・繰り返し使用することを認識しないまま長時間・繰り返し使用することによって生じる消費者の危害を防止するための措置を徹底するよう厚生労働省に依頼を行い、今回の通知に至った。

今回の通知では、都道府県等に対し引き続き、ニコチンを含有する電子タバコの監視指導の徹底を促すとともに、インターネットなどを利用して電子タバコを個人輸入する消費者に対して注意喚起を行うよう求めている。なお消費者庁では、一般電子タバコ工業会に対しても、電子タバコの安全対策の徹底を求めている。ちなみに厚生労働省では、ホームページで電子タバコに関する消費者への注意喚起を行っている。URL=http://www.mhlw.go.jp/topics/2010/08/tp0819-2.html

#### 肝炎対策推進のための 基本的指針案を取りまとめ 肝炎対策推進協議会が受検勧奨やワクチン接種, 普及啓発など求める

厚生労働省の肝炎対策推進協議会(会長=林紀夫・関西労災病院長)が平成22年10月25日に開催され、「肝炎対策の推進に関する基本的な指針案」が取りまとめられた。基本指針は今後、国で実施すべき肝炎対策の重要事項を定めるもので、予防施策、検査の実施体制、医療提供体制、人材育成、医薬品の研究開発など、9項目を盛り込んでいる。

現在,わが国ではB型・C型肝炎を喫緊の課題として,肝炎対策が展開されているが,この指針案では,肝炎ウイルスに感染しているものの自覚のない者が多数存在すると推計され,肝炎ウイルスに起因する肝炎,肝硬変,肝がんに係る医療(肝炎医療)の体制が十分整備されていない地域があるなど,い

まだ解決すべき課題が多いと指摘している。また、 肝炎ウイルスについての感染経路などについての国 民の理解が十分でないことに加え、一部では肝炎ウ イルスに持続感染している者(肝炎患者等)に対す る不当な差別が存在することも指摘されている。

そのうえで指針案では、こうした状況を改善し、一層の対策の推進をはかるためには、国や地方公共団体のみならず、あらゆる関係者が一体となって、より一層連携をはかることが必要だと強調している。 ELAの子はおよびELAを序奏の推進の基本的な方向

肝炎の予防および肝炎医療の推進の基本的な方向として,①肝炎ウイルス検査のさらなる促進,②適切な肝炎医療の推進,③肝炎医療をはじめとする研究の総合的な推進,④肝炎に関する正しい知識のさらなる普及啓発,⑤肝炎患者等およびその家族等に対する相談支援や情報提供の充実を挙げた。そして,基本的な考え方として,肝炎は適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し,肝硬変や肝がんといったより重篤な病態に進行するおそれがあることから,肝炎患者等が生活するなかで関わるすべての者が肝炎に対する理解を深め,これらの者の協力のもとに,肝炎患者等が安心して生活できる環境づくりに取り組むことが必要としている。

また、肝炎ウイルスの検査については、肝炎ウイルスの感染は感染経路が複雑であり、過去の生活にもとづき、個人の感染リスクの有無を判断することが困難であることから、肝炎ウイルス検査の受検の機会を広く提供し、すべての国民が少なくとも1回は肝炎ウイルス検査を受検することが可能な体制を整備し、受検勧奨することが必要と強調している。

一方、肝炎の予防のための施策に関する事項では、 今後の取り組み方針として、「感染経路についての 知識不足による新規感染を予防するため、すべての 国民に対して肝炎についての正しい知識を普及する ことが必要である」とし、地方公共団体に対し、 HBs抗原陽性の妊婦から出生した乳児に対するB型 肝炎ワクチンの接種といった適切な対応が引き続き 行われるよう指導を求めるなどの取り組みを進める とした。さらに、B型肝炎の感染がワクチンによっ て予防可能であることから、水平感染防止の手段の 一つとして、B型肝炎ワクチン接種に関しても検討 を行う必要があるとしている。

そのうえで今後取り組みが必要な事項として,① 国は感染予防ガイドライン等を策定し,地方公共団体などと連携し,普及啓発を行う,②ピアスの穴開けなど血液の付着する器具の共有を伴う行為や性行為など感染リスクのある行為に興味を抱く年代に対して,肝炎の正しい知識と理解を深めるための情報を取りまとめ,地方公共団体と連携し,普及啓発を 行う,③国および地方公共団体は医療従事者等の感染リスクの高い集団を中心にB型肝炎ワクチン接種の有効性,安全性に関する情報提供を行う――などを挙げた。このほか,人材の育成に関する事項では,新規感染の発生を防ぎ,肝炎医療の水準を向上させるため,肝炎の予防および医療に携わる人材の育成が重要と指摘している。

# 効果的な職場の対策を講じるためには 適切かつ科学的な「職場診断」が不可欠! 日本産業保健師会が第5回研修会で強調

日本産業保健師会(会長=西内千代子・西内ヘルスコンサルティング・オフィス)は平成22年10月23日,東京工科大学において,第5回研修会を開催した。テーマは,「職場の健康状態のアセスメントと事業への展開ー職場診断を考える一」。

まずはじめに、日本産業保健師会副会長で、東京工科大学医療保健学部看護学科准教授の五十嵐千代氏が産業保健師を取り巻く最近の動向について報告した。保健師助産師看護師法改正のポイントについて五十嵐氏は、いままで保健師に求められていた支援対象者の「個人・家族・集団」に、新たに「組織」がプラスされたと説明し、産業保健における保健師の役割がさらに求められていることを強調した。そして、「"保健師"を前面に出して職場全体をアセスメントし、対策を講じていくことが必要だ」と呼びかけた。また、「日本産業衛生学会では、産業医の役割の一部を保健師が分担するという位置付けになっているが、諸外国に見られるように、産業医と並ぶ職種として保健師が位置づけられるように目指していきたい」とも続けた。

続いて, 国際医療福祉大学小田原保健医療学部教 授の荒木田美香子氏が「職場アセスメントの方法と しての職場診断」と題して登壇した。荒木田氏は, 「地域保健においては地域診断という言葉があたり 前に使われているが、職場保健では職場診断とはあ まり言わないしと指摘。そのうえで、職場診断を 「事業場の従業員の健康状態や労働生活状況、有害 業務労働衛生環境,組織風土などのデータを収集し, 労働者(近隣住民)の健康に関わる課題を明らかに するとともに、その発生要因を推定して対策の優先 順位を決定し、事業場の安全衛生計画に反映させて いく一連の取り組み | とした。そして、その具体的 な進め方として, ①事業規模や従業員数, 環境など を考慮しながら、包括的か、焦点を絞って行うか、 その範囲の設定,②情報収集,③全国・都道府県・ 社内,同業種などとの比較, ④話し合いや研究など による課題の明確化と要因の分析が必要だと述べた。 続く事例報告では、アサヒビール株式会社博多工 場健康管理室の住徳松子氏が騒音問題に対する作業 環境測定の実施と、騒音から発生した難聴傾向にあ る社員の騒音健診の実施に向けて、経営陣を納得さ せるために、定期健診における聴力検査の有所見者 のデータ分析や、労災申請された場合の事業場に与

える影響などを試算したことなどを紹介した。

続いて、新日鉄ソリューションズ株式会社人事部の椎葉倫代氏が同社で行っているメンタルヘルス対策について述べた。メンタルヘルス対策においては、関係者間の意識の統一化が肝要であるとした椎葉氏は、幹部や管理職、社員への理解促進や、健康管理部門その他の部署との連携など、組織としての対応を行っていると説明。個人で行う健康管理は自己の成長や自己実現につながり、組織を挙げての健康管理は組織が求める人材の育成、組織の発展、業績向上に発展していくと結んだ。

この後に行われたグループ討議では、参加者同士がいくつかのグループに分かれ、現在抱えている悩みなどを話し合った。ここでは、「熱意のある産業医とそうでない産業医の温度差を感じる」「経営のトップ陣などに話を上げないと遂行できないところに難しさを感じる」などの意見が出た。

最後の質疑応答では、「まわりを説得させるテクニックは?」との質問に対し、住徳氏が「たとえば安全衛生委員会で発言するときには、自分が言いたいことをA4用紙にまとめてから話すといい」などと

アドバ龍健が得とにこれでは、「保健が得と言に確さので言信とが、ことでことが、というという。」と述べた。とは、これで、というという。



グループ討議の模様

老後の介護不安,小都市や女性で高まる認知症サービスや24時間対応等を期待内閣府が「介護保険制度に関する世論調査」を公表

内閣府は平成22年11月22日,「介護保険制度に関する世論調査」(http://www8.cao.go.jp/survey/h22/h22-kaigohoken/index.html) 結果を公表した。それによると,①介護保険制度導入による効果について「良くなった」と回答した者が過半数を超えた,②介護サービス充実のための費用負担について公費

(税金) 負担の引き上げを求める者が4割であった, ③今後の行政に対する要望としては「介護人材確保 のための賃金アップ」などの意見が多い,といった ことが明らかとなった。この調査は,全国の20歳以 上の5,000人を対象にしたもの。調査項目は,①高 齢者介護に対する不安感,②在宅・施設介護に関す る意識,③介護保険制度について,④行政に対する 要望。回収率は65.4%であった。

間もなく4人に1人が65歳以上という「超高齢社会」が到来すると言われているが、この点についてどの程度関心があるか聞いたところ、「関心がある」とする者の割合が88.6%、「関心がない」とする者の割合が11.0%となっている。

老後に寝たきりや認知症になるかもしれないと不安に思うことがあるか聞いたところ,「ある」とする者の割合は75.1%,「ない」とする者の割合は24.4%。前回の調査結果と比較してみると,「ある」とする者の割合が上昇(69.0%→75.1%)し,「ない」とする者の割合が低下(30.1%→24.4%)していた。都市規模別にみると,不安が「ある」とする者の割合は,小都市で高くなっている。また性別でみると,「ある」とする者の割合は女性で高くなっている。

仮に、自分自身が老後に寝たきりや認知症になり、介護が必要になった場合、どのようなことに困ると思うかを聞いたところ、「家族に肉体的・精神的負担をかけること」を挙げた者の割合が73.0%と最も高く、次いで、「介護に要する経済的負担が大きいこと」(60.1%)、「収入がなくなること」(32.2%)、「人生の楽しみが感じられなくなること」(29.5%)などの順となっている。

現在、寝たきりや認知症の家族を介護している者はどんなことに困っているか聞いたところ、「食事や排泄、入浴など世話の負担が重く、十分な睡眠がとれないなど肉体的負担が大きいこと」を挙げた者の割合が62.2%と高かった。次いで、「家を留守にできない、自由に行動できないこと」(55.2%)、「介護に要する経済的負担が大きいこと」(54.5%)が続いていた。都市規模別にみると大きな差異は見られないが、性別にみるとストレスや精神的負担が大きいこと、家を留守にできない、自由に行動できないことを挙げた者の割合が女性で高くなっていた。

介護サービスを充実させた際の費用負担について 聞いてみたところ、「公費(税金)負担の引き上げ」 を挙げる者が41.3%、「負担割合は変えず公費・保険 料・利用者負担のそれぞれの負担を引き上げる」と する者が21.9%となっている。

また,今後の行政に対する要望としては,「介護 人材確保のために,賃金アップなどの処遇改善」 (52.0%),「認知症の人が利用できるサービスの充 実」(48.3%),「24時間対応の在宅サービスの充実 (47.7%) に対する意見が多くなっていた。

## 保育所のアレルギー児対応のため, 協議会設立や研修会実施を提案

厚生労働省が「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン (案)」を公表

厚生労働省のアレルギー対応ガイドライン作成検 討会(座長=鴨下重彦・日本保育園保健協議会長) は平成22年11月30日,会合を開き,「保育所におけ るアレルギー対応ガイドライン(案)」を了承した。

保育所におけるアレルギー児への対応は近年,増加傾向にあり、保護者からの要求も多い。ガイドライン案では、アレルギーについては各保育所が個別に対応するのではなく、情報発信を含めた体制をつくり、そのなかで対応すべきとし、地域における新しい体制づくりの強化が求められていると指摘している。具体的には、今回のガイドライン案を保育者、保護者、嘱託医(地域)とともに共通理解し、地域で周知・共有できるよう、都道府県・市町村の支援のもとに、「協議会」を立ち上げたり、定期的な「保健分野の研修」を実施することが課題であるとしている。また、アレルギー疾患ごとの病型や原因食物、治療薬、緊急連絡先などを盛り込んだ「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の保育所での活用を提案している。

保育所での食物アレルギー対応の現状については、①給食対応はさまざまであり、誤食事故も頻発している、②乳幼児の食物アレルギーの9割は乳児アトピー性皮膚炎に合併して発症している、③標準的な診断・治療を受けていない児も数多く見られる、④病診連携(開業医と専門医の連携)が不十分で正しい指導を受けていない例や食物経口負荷試験未実施例も多い——などと指摘している。

また、保育所での食物アレルギー対応に関する問題点については、①乳児期には顔面に湿疹が出る乳児は約3割あり、その半数が慢性に経過するかゆみのある湿疹である、②慢性に経過するかゆみのある湿疹のなかから、食物アレルギーが関与している湿疹を見極める必要がある、③保育所に在籍する乳児はアトピー性皮膚炎未発症あるいは診断が確定していない例も多い、④乳児では育児用粉乳として予防用ミルク、加水分解乳・アミノ酸乳が使われている場合がある、⑤幼児期の食物アレルギーは刻々と変化する(治る例も多い)ので、常に見直しが必要である――などを挙げている。

(記事提供=株式会社ライフ出版社)

